

一級河川余野川緊急河川災害復旧工事（上所橋下流左岸）

随意契約理由書

本工事は、令和2年7月8日の梅雨前線に伴う豪雨により、一級河川余野川の箕面市上止々呂美地内において発生した、護岸崩壊のための応急復旧工事を行うものである。

当該現場は、護岸崩壊により現在も堤防が侵食を受けているため、非常に危険な状態にある。

護岸崩壊箇所の背後地には広域緊急交通路であるR423が近接しており、被害拡大を防止するため、応急的に崩壊部分の補修を行い、安全を確保する必要がある。このため、直ちに発注の必要のある「特に急迫を要する緊急の工事」として、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき緊急随意契約を行うものである。

施工業者については、災害時等施工能力事前審査認定業者の登録を受け、過年度には当該地域の河道掘削工事を受注し完了した実績を有するとともに、現在本河川をはじめとする当該地域の河川砂防維持修繕に係る単価契約工事を受注し、緊急に資機材及び人員の調達が可能な業者を選定するものである。